

廃炉発官R3第194号
令和4年2月1日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

放射性物質分析・研究施設第1棟について、2017年3月に認可をうけ、建設工事を進めていたところ、2021年1月に換気空調系の管理区域用送排風機の風量が仕様に満たないことを確認した。本施設については、早期に分析を開始するニーズがあるため早急に運用開始する必要があるが、当初の風量を確保するためには容量の大きい送排風機への入れ替えやダクトの改造工事等の大規模な改造工事が必要となり、運用開始まで1年以上の期間を要する見通しであった。今回、既存設備の現行風量で安全上の問題がないことが確認できたため、下記の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2.41 放射性物質分析・研究施設第1棟

本文

- ・現行風量値の変更に伴う基本仕様の変更

添付資料－13

- ・最新工程の反映

以上